

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年10月23日(火曜日)

号外第58号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例		特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(総務・情報企画課)	12
地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	5	神奈川県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・次世代育成課)	13
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	5	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・高齢福祉課)	13
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	医療法施行条例の一部を改正する条例(健康医療・医療課)	13
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	11	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例(2件)(県土整備・建築指導課)	14
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	12	警察組織に関する条例の一部を改正する条例(警察・警務課)	15
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び		○規則	
		事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(政策・市町村課)	15

本号で公布された条例のあらまし

- 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例**
 - 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第44条第1項の規定により知事から認定を受けた法人(以下「神奈川県認定法人」という。)であるときは、法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を作成し、主たる事務所及び県内の事務所に備え置くことをもって、地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例(以下「基準、手続等条例」という。)第12条第2項第1号から第3号までに掲げる書類の作成及び備置きに代えることができることとした。(第12条関係)
 - 神奈川県認定法人は、法第55条第1項の規定により書類を提出することをもって、基準、手続等条例第13条第1項の規定による書類の提出に代えることができることとした。(第13条関係)
 - この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
 - この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**
 - 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)のうち1法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
 - 指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
 - この条例は、平成30年11月1日から施行することとした。
 - この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**
 - 神奈川県局設置条例の一部改正に伴い、項の順番について規定の整備を行うこととした。(別表関係)
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画を定めたことに伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
 - 医療法施行条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
 - 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について所

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年二五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三四五円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームに置くべき看護職員の員数は、常勤換算方法で、1以上とすることとした。（第3条関係）
エ サテライト型養護老人ホームに栄養士等を置かないことができる場合として、当該施設に対する支援機能を有する養護老人ホームの栄養士等により、当該サテライト型養護老人ホームの入居者の処遇が適切に行われると認められる場合を追加することとした。（第3条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

9 医療法施行条例の一部を改正する条例

(1) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による医療法の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 病院及び診療所の既存の病床数及び開設許可申請等に係る病床数の算定に当たり、平成30年4月1日以後に病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供した場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定することとした。（附則第2項関係）

イ その他規定の整備を行うこととした。（第2条関係）

(2) 医療法施行規則の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 病院及び診療所の既存の病床数及び開設許可申請等に係る病床数の算定に当たり行うべき補正の基準を改正することとした。（第1条関係）

イ 特定介護療養型医療施設又は特定病院に係る看護師等の員数に関する基準の特例について、平成30年6月30日までに再度の届出をしたときは、その適用期間を平成36年3月31日まで延長することとした。（附則第4項関係）

ウ その他規定の整備を行うこととした。（附則第2項～第4項関係）

(3) その他規定の整備を行うこととした。（第1条、附則第3項、第6項関係）

(4) この条例は、公布の日から施行することとした。

10 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

(1) 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物のうち、その階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについて、耐火建築物等としなければならない建築物の対象から除くこととした。（第43条関係）

(2) 建築基準法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等について、条例による規制の一部を適用しないこととした。（第55条関係）

(3) 建築基準法の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 建築物の接道規制の適用除外に係る手続が変更されたことに伴い、建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料について新たに徴収することとした。（別表関係）

イ 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例が設けられたことに伴い、1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料について新たに徴収することとしたほか、仮設建築物建築許可申請手数料の名称を変更することとした。（別表関係）

ウ 既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限が緩和されたことに伴い、既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料等について新たに徴収することとしたほか、既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の認定申請手数料等の名称を変更することとした。（別表関係）

エ 既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限が緩和されたことに伴い、用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料等について新たに徴収することとした。（別表関係）

(4) その他規定の整備を行うこととした。（第1条、第53条、第55条、別表関係）

(5) この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)並びに(4)のうち第1条及び第53条に係る部分については公布の日から、(3)ア及びイについては平成30年11月1日から施行することとした。

(6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

11 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

(1) 階数が2であり、かつ、ホテル又は旅館の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える木造建築物等について、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないこととする規制を廃止することとした。（第22条関係）

- (2) 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限について、次のとおり所要の改正を行うこととした。
- ア その敷地が幅員4メートル以上の一定の道（道路に該当するものを除く。）に2メートル以上接する建築物のうち、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅で知事が認めるものについては、建築物の敷地が道路に2メートル以上接しなければならないこととする規制を適用しないこととした。（第52条の6関係）
- イ 宅配ボックスを設ける部分について、その床面積を一定の範囲内で第52条の9第3項第1号に規定する延べ面積に算入しないこととした。（第52条の9関係）
- ウ 日影による建築物の高さの制限の適用除外に係る許可を受けた建築物を一定の範囲内において増築等する場合においては、第52条の13第1項本文の規定は適用しないこととした。（第52条の13関係）
- (3) その他規定の整備を行うこととした。（第16条の2、第28条、第52条の6、第52条の13、第57条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

12 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 厚木警察署の庁舎新築移転のため、位置を変更することとした。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において神奈川県公安委員会規則で定める日から施行することとした。

の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

附則第3項及び第4項を削る。

附則第5項中「省令」を「医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）」に改め、「同条に規定する」を削り、「又は特定病院」を「（同条に規定する特定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は特定病院（同条に規定する特定病院をいう。以下同じ。）」に、「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 平成30年6月30日までに省令第53条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることの届出をした病院に対する前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは「平成36年3月31日」と読み替えるものとする。

附則第6項中「第4条第1項第2号」を「第3条第1項第2号」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「旧療養型病床群」の次に「（同条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。）」を加え、「第5条第1項第3号」を「第4条第1項第3号」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「、平成13年改正省令」を「、同令」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第11項を附則第10項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第82号

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第43条第4項中「供する建築物」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を加える。

第53条第1項中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第55条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「に規定する仮設建築物」を「又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に改める。

別表1の項(1)中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項から3の項までにおい

て同じ。）に改め、同項(2)中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備」に改め、同表2の項及び3の項中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備」に改め、同表4の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表4の4の項の次に次のように加える。

4の5 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料	2万7,000円
--------------------------------------	---------------------------------	----------

別表5の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料」を「建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表12の2の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表13の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表29の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

29の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料	16万円
---	---------------------------	------

別表34の2の項中「基づく2以上の工事」の次に「に分けて増築等を含む工事を行う場合」を加え、「既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の認定申請手数料」を「既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料」に改め、同表34の3の項中「基づく2以上の工事」の次に「に分けて増築等を含む工事を行う場合」を加え、「既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料」を「既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

34の4 法第87条の2第1項の規定に基づく2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料	12万円
--	--	------

34の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料	12万円
---	--	------

34の6 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料	12万円
--	----------------------------------	------

34の7 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料	16万円
--	------------------------------------	------

別表35の項から37の項までの規定中「第87条の2」を「第87条

の4」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第53条及び第55条の改正規定は公布の日から、別表4の4の項の次に加える改正規定、5の項及び29の項の改正規定並びに同項の次に加える改正規定は平成30年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第83号

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「をいう。」を「に限る。第52条の6及び第52条の17の2を除き、」に改める。

第22条第2項及び第3項を削る。

第28条第2号中「第112条第14項」を「第112条第13項」に改める。

第52条の6ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) その敷地が幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除き、農道その他これに類する公共の用に供する道又は政令第144条の4第1項各号に掲げる基準及び第52条の17の2の規定による基準に適合する道に限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの

ア その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

イ その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する建築物であること。

ウ その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

第52条の9第4項に次の1号を加える。

- (6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（次項において「宅配ボックス設置部分」という。）

第52条の9第5項に次の1号を加える。

- (6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

第52条の13第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第52条の13第1項に次の各号を加える。

- (1) 知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合

- (2) 前号の許可を受けた建築物を、当該許可を受けた際における敷地の区域において、平均地盤面からの高さが4メートルの水平面に敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模で増築し、改築し又は移転する場合

第57条中「第52条の6ただし書」を「第52条の6第2項第2号」に、「第52条の13第1項ただし書」を「第52条の13第1項第1号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

警察組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第84号

警察組織に関する条例の一部を改正する条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県厚木警察署の項位置の欄中「厚木市水引2丁目3番1号」を「厚木市水引1丁目11番10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

規 則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第71号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「2の2の項」を「4の2の項」に改める。

別表1の項を次のように改める。